

番号制度に対応した地方税務システムの 改修に係るガイドライン(案)について

地方税務システム改修ガイドラインの改訂方針

- 「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」(以下、番号研)において、住民基本台帳システムの改修、中間サーバの構築に係るガイドラインについての議論が進展していることを踏まえ、「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書」の地方税務システム改修ガイドラインを改訂
- 番号研が今夏に策定する「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」に、改訂後の地方税務システム改修ガイドラインを位置づけ

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインの構成(案)

第1章 地方公共団体における番号制度の活用について

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

第1節 住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン

第2節 地方税務システムの構築に係るガイドライン

第3節 情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン

第4節 その他の業務システムに関する留意事項

第3章 番号制度に対応した個人情報保護対策について

→ 今年度後半に議論

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会
(第4回)(平成24(2012)年6月27日 開催)資料より引用

主な改訂内容

宛名システム(市町村・都道府県)

- 符号の取得のため、宛名システムに機能追加が必要
- 付番に関連し、宛名システムに機能追加が必要(市町村のみ)

個人住民税システム(市町村)

- 個人住民税システムの所得情報の中間サーバへの提供について具体化
 - 制度導入時に中間サーバへ登録する所得情報(年分)
 - 更新の頻度

個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム(市町村) 個人事業税システム、自動車税システム(都道府県)

- 情報提供ネットワークシステムへの照会について具体化

住民基本台帳システムガイドラインへの対応

住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン(案)

1. 基本要件

(1) 番号制度における住民基本台帳システムの役割

① 個人番号の指定等

①-1 個人番号の指定等

①-1-1 初期一斉指定

①-1-2 施行日以降の指定

①-2 個人番号を住民票に記載

①-3 本人確認情報に個人番号を追加

①-4 個人番号を通知

①-5 個人番号を変更

② 個人番号カードの交付

③ 世帯情報の提供等

税システムガイドラインでの対応

【宛名システム】

- ・住基システムから通知を受けた個人番号を記録
- ・宛名番号を付番し、住基システムに通知
- ・個人番号通知書を郵送するために必要な宛名情報を作成し、機構に通知(個人番号の新規指定時)

【個人住民税システム】

- ・所得情報を中間サーバに記録する

中間サーバガイドラインへの対応

中間サーバの構築に係るガイドライン(案)

1. 基本要件

(2)中間サーバの基本的な考え方

①管理権

①-1 インターフェイスシステム

①-2 中間サーバ

②保有すべき情報のあり方

②-1 保有すべき情報

②-2 符号の取得

②-3 情報の更新頻度

②-4 情報の形式

②-5 收受される情報取扱い

③ネットワーク接続のあり方

2システム構築要件

(1)符号の取得

①住民

①-1 符号の取得(初期一斉取得)

①-2 符号の取得(新規)

②住民以外の者

②-1 符号の取得(初期一斉取得)

②-2 符号の取得(新規)

(2)情報連携

①情報照会者になる場合

②情報提供者になる場合

(3)プッシュ型のお知らせ

税システムガイドラインでの対応

【宛名システム】

符号の取得にあたり、「処理通番」と個人番号を紐付ける機能を持たせる

【個人住民税システム】

所得情報については、年に1回でメンテナンスのために月1回の更新

【宛名システム】

- ・住民の宛名番号を中間サーバに通知
- ・中間サーバが生成した「処理通番」と個人番号を紐付けて出力(住基ネットにより符号取得要求)

【個人住民税システム】

- ・符号取得年の1月1日現在で住民だった者で、符号取得日にも住民である者の所得情報を中間サーバに記録(初期一斉取得時)

【宛名システム】

- ・(必要に応じ)管理している住民以外の者に係る個人番号・4情報を住基ネットから取得
- ・住民の宛名番号を中間サーバに通知
- ・中間サーバが生成した「処理通番」と個人番号を紐付けて出力(住基ネットにより符号取得要求)

【個人住民税システム】

- ・符号取得年の1月1日現在で住民だった者で、符号取得日には住民で無い者の所得情報を中間サーバに記録(初期一斉取得時)

【各税目システム】

- ・中間サーバに当該者の符号の有無を確認
- ・照会情報を作成し、宛名番号とともに中間サーバに通知
- ・中間サーバから通知のあった提供情報を画面表示・記録

【各税目システム】

- ・お知らせ情報を作成し、宛名番号とともに中間サーバに通知

制度導入時に中間サーバに保存する所得情報について

- 中間サーバに記録すべき所得情報等の個人住民税のデータ項目等の詳細や、保管年数は、内閣官房が行うデータ標準の検討やユースケースの具体化を踏まえて検討
- 27年1月に番号利用開始され28年7月に地方の情報連携が開始される場合に、情報連携開始時に中間サーバに保存すべき所得情報については以下のとおりでよいか
 - ◆ 28年度課税(27年所得)に関する情報について
 - 住民 → マイナンバー、符号を取得済みであり中間サーバに保存
 - 住登外課税者 → 課税資料からマイナンバーを把握しており、符号を別途取得して中間サーバに保存
 - ◆ 27年度課税(26年所得)に関する情報については、下記の手順により中間サーバに保存
 - ◆ 26年度課税(25年所得)以前に関する情報については、転出者についてマイナンバー、符号と紐付けを行うことの事務負担とニーズを勘案して検討

	市町村の住民 (27年1月1日現在)			市町村の住民で無い者 (27年1月1日現在)	
	所得割課税	所得割非課税 (課税資料あり)	所得割非課税 (課税資料無し)	所得割課税	所得割非課税
番号利用開始時(27年1月)の対応	マイナンバー取得済み			4情報によりマイナンバーを取得	対応不要
符号一斉取得時(27年半ば)の対応	A 符号一斉取得時に住民の場合 → 符号一斉取得 B 符号一斉取得時には住民で無い場合 → マイナンバーにより符号取得				対応不要
中間サーバへの所得情報等の記録(情報提供開始までの間)	記録 (課税資料が不十分なため証明制御になっている者の扱いは要検討)	記録	要検討	記録	対応不要

個人住民税の扶養情報の照会に係る情報連携

	情報照会者 (扶養者所在市町村)	住基ネット	情報提供NWS	情報提供者 (被扶養者所在市町村)	備考
1	①納税者から被扶養者のマイナンバーの告知 ②被扶養者の1月1日現在住所地の確認 <div data-bbox="142 405 332 494" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> マイナンバー 氏名 </div> ④受領	③検索・提供 <div data-bbox="533 405 774 534" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> マイナンバー 1月1日現在住所 氏名 </div>			※申告書、給与支払報告書等に被扶養者の氏名とマイナンバーの記載を求める予定
2	①符号生成の求め <div data-bbox="142 611 332 696" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 処理通番 マイナンバー </div> ⑤受領 <div data-bbox="142 839 382 968" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 処理通番 マイナンバー 符号A </div>	②検索・住民票コードの提供 <div data-bbox="533 639 774 768" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 処理通番 マイナンバー 住民票コード </div>	③符号の生成 <div data-bbox="890 611 1132 739" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 処理通番 IDコード 符号A </div> ④符号の提供 <div data-bbox="890 839 1132 925" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 処理通番 符号A </div>		※被扶養者の符号を取得済みの場合は省略可
3	①所得情報の求め・被扶養者でないことの確認 <div data-bbox="142 1072 382 1158" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 符号A マイナンバー </div> ④回答結果受領 ⑤必要に応じ納税者・企業等への調査 ⑥扶養を認定した場合にはその旨を連絡		②符号変換 <div data-bbox="890 1029 1132 1072" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 符号A→B </div> (逆方向に符号変換)	③所得情報、被扶養者情報確認・提供 <div data-bbox="1257 1072 1499 1200" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 符号B 所得情報 ○万円 被扶養者 ○or × </div> ⑦被扶養者情報の受領	※各市町村は所得情報に加え、住民が被扶養者であるか否かについての情報も中間サーバに保存しておく必要 ※扶養を認定した場合の連絡方法については引き続き検討